



目 次

規 則	ページ
◎高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定の予定（2件）	（治山林道課） 1
○公共測量の実施の通知	（用地対策課） 1
○道路の区域変更（4件）	（道 路 課） 1
○道路の供用開始（4件）	（ ” ） 2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（6件）	（農業基盤課） 3
○土地改良区の定款変更の認可	（ ” ） 4
○土地改良事業の計画変更の適否決定（窪川土地改良区）	（ ” ） 4
正 誤	
○正誤（平27・2・17付け 告示）	5

規 則

高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年5月7日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第42号

高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第110号）の一部を次のように改正する。
第1条中「（平成7年政令第429号）」を「（平成7年政令第429号。第3条において「政令」という。）」に改める。
第2条中「法」を「法及び省令」に改める。
第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。
（通行障害建築物となる建築物の高さの特例）

第3条 省令第3条の知事等が規則で定める場合は、建築物の敷地の地盤面が当該建築物の敷地に接する建築物集合地域通過道路等の中心線の路面より低い位置にある場合とする。この場合における省令第4条の知事等が規則で定める距離は、政令第4

条各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める距離に、当該地盤面から当該建築物集合地域通過道路等の中心線の路面までの高さに相当する距離を加えたものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第250号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成27年5月7日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字タキ平山7855の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字タキ平山7855の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第251号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成27年5月7日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字奥畑山7352の7
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第252号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年4月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成27年5月7日
高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び修正数値図化）
- 作業期間
平成27年4月20日から平成28年3月31日まで
- 作業地域
高知市（旧高知市及び旧春野町）

高知県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年5月7日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 195号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
香美市物部町大栃字大ビ下モヤ布308番1から 香美市物部町大栃字東下タ木積926番1まで	前	11.6 }	514
	後	11.6 }	

高知県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町甲殿字馳織793番64地先から 高知市春野町甲殿字塩浜1423番48地先まで	前	12.0	45
	後	13.5	45

高知県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北岸本停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町徳王子字松風3629番3から 香南市香我美町徳王子字濤標1727番6まで	前	7.1 25.5	680
	後	9.4 26.9	680

高知県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月7日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)			
四万十市角崎字畑ノ下842番1地先から 四万十市角崎字畑ノ下863番1地先まで	前	A	2.1 9.5	180		
			4.9 10.2		280	
	後	C	4.0 8.9	310		
			D		4.0 14.4	440
					E	
後	後	11.1 19.0	1,230			

高知県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町甲殿字馳織793番64地先から 高知市春野町甲殿字塩浜1423番48地先まで	45	平成27年5月7日

高知県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市黒瀬字東山803番10から 安芸市黒瀬字東山60番21まで	144	平成27年5月7日

高知県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩東浜
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
安芸市僧津字神楽田239番1	67	平成27年5月7日

高知県告示第260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市角崎字西屋敷824番1地先から 四万十市不破字平口1107番2地先まで	1,230	平成27年5月7日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宿毛市錦土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	岡野 學	宿毛市 錦 427-1
〃	萩野 幸治	〃 〃 396-1
〃	清家 壽申	〃 〃 178-1
〃	清家 博	〃 〃 182
〃	佐田 紀重	〃 〃 147
〃	山本 盾夫	〃 〃 384
〃	橋村 頼定	〃 〃 130-1
監事	近澤 俊明	土佐清水市汐見町 2-2
〃	茨木 茂	宿毛市 錦 1085-3
(就任)		
理事	岡野 學	宿毛市 錦 427-1

〃	萩野 幸治	〃 〃 396-1
〃	清家 壽申	〃 〃 178-1
〃	清家 博	〃 〃 182
〃	佐田 紀重	〃 〃 147
〃	山本 盾夫	〃 〃 384
〃	橋村 頼定	〃 〃 130-1
監事	近澤 俊明	高知市 神田 2078-19
〃	茨木 厚	宿毛市 錦 1085-3

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、四万十市具同第二土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	植村 邦茂	四万十市具同8428-11
(就任)		
監事	渡辺興志男	四万十市具同6752-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、四万十市入田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	浜田 精一	四万十市入田3654-1
〃	上田 守	〃 〃 316-3
〃	上田 善久	〃 〃 3199
〃	岡村 惇一	〃 〃 2448
〃	岡本 滋夫	〃 〃 16
〃	久保 茂	〃 〃 2145
〃	久保 徹	〃 〃 2278
〃	久保 久雄	〃 〃 2144
〃	小松 昭夫	〃 〃 4031
〃	澤村 一	〃 〃 512
〃	正木 卓夫	〃 〃 635
〃	森 宗壽	〃 〃 2471
〃	安田 勝	〃 〃 3156-2
〃	渡邊 潤	〃 〃 323
〃	渡邊 利久	〃 〃 401
監事	久保 大典	〃 〃 2275

〃	安光 敏	〃 〃 2385-1
〃	渡辺 保	〃 〃 544-2
(就任)		
理事	浜田 精一	四万十市入田3654-1
〃	上田 守	〃 〃 316-3
〃	上田 善久	〃 〃 3199
〃	岡村 惇一	〃 〃 2448
〃	岡本 滋夫	〃 〃 16
〃	久保 茂	〃 〃 2145
〃	久保 徹	〃 〃 2278
〃	久保 久雄	〃 〃 2144
〃	小松 昭夫	〃 〃 4031
〃	澤村 一	〃 〃 512
〃	正木 卓夫	〃 〃 635
〃	森 宗壽	〃 〃 2471
〃	安田 勝	〃 〃 3156-2
〃	渡邊 潤	〃 〃 323
〃	渡邊 利久	〃 〃 401
監事	久保 大典	〃 〃 2275
〃	安光 敏	〃 〃 2385-1
〃	渡辺 保	〃 〃 544-2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、香我美中北部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	國常 憲次	香南市香我美町山北 2668-1
〃	近森 一夫	〃 〃 664
〃	黒岩 源	〃 〃 1175-2
〃	三浦 恵子	香我美町中西川 416
〃	常石 二夫	〃 〃 1810
〃	大倉 康由	〃 〃 1759
〃	信吉 孝彦	〃 〃 862
監事	三浦 啓司	〃 〃 418
〃	都築 隆	香我美町山北 1415
(就任)		
理事	國常 憲次	香南市香我美町山北 2668-1
〃	信吉 孝彦	香我美町中西川 862
〃	近森 一夫	香我美町山北 664-2
〃	黒岩 友和	〃 〃 1175-2
〃	三浦 恵子	香我美町中西川 416

〃 三浦 啓司 〃 〃 418
 〃 大倉 康由 〃 〃 1759
 監事 常石 二夫 〃 〃 1810
 〃 都築 隆 〃 香我美町山北 1415

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、父養寺井土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	藤村 正彦	香南市野市町母代寺	47-3
〃	中澤 英夫	〃 〃	130
〃	立花 豊喜	〃 〃	30
〃	公文 諭	〃 野市町大谷	214
〃	原 敏正	香美市土佐山田町町田	4
〃	濱田 詔三	〃 土佐山田町加茂308	
監事	田原 尚之	香南市野市町西野	54
〃	杉村 彰	〃 野市町大谷	201
(就任)			
理事	杉村 敬介	香南市野市町大谷	441-1
〃	西内 大	〃 野市町母代寺	210
〃	立花 諸人	〃 〃	30
〃	公文 諭	〃 野市町大谷	214
〃	村田 正博	香美市土佐山田町町田222ノ1	
〃	濱田 詔三	〃 土佐山田町加茂308	
監事	田原 尚之	香南市野市町西野	54
〃	井澤 幹夫	〃 野市町大谷	325

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大月町春遠土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	芝岡 健吉	幡多郡大月町春遠	429
〃	下元 喜義	〃 〃 〃	1437-1
(就任)			
理事	野村 穂積	幡多郡大月町春遠	466-1
〃	芝岡 敏光	〃 〃 〃	435-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、父養寺井土地改良区の定款の変更を平成27年4月24日に認可した。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、窪川土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
 - (2) 変更後の定款の写し
- 2 縦覧期間

平成27年5月7日から同年6月4日まで
- 3 縦覧場所

四万十町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・2・17	9714	○告示	1	中 (28～30)	(<u>国有林及び重要流域</u> （平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。)	(<u>重要流域</u> （平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るもの(国有林に係るものを除く。))に限る。)